

建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可 に関する包括同意基準

福島県建築審査会

建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請がなされ、その建築物が下記のいずれかに該当する場合、知事は個別に審査会に諮問することなく許可できるものとする。

知事は、この基準により許可した年度毎の件数について、次年度当初の建築審査会において報告するものとする。

記

第1 建築基準法（以下「法」という。）第56条の2の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限（以下「日影規制」という。）に基づく条例（以下「日影条例」という。）の規定の施行の際、現に存する建築物又は建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物で、日影規制に抵触する建築物（以下「日影による既存不適格建築物」という。）が存する同一敷地内において、次に定める場合による。

- 1 日影による既存不適格建築物と別棟で建築しようとする建築物（以下「申請建築物」という。）との日影が干渉しない場合

申請建築物が生じさせる日影は、日影条例で定める事項に適合するものであること。
（図例1-（1））

この場合、申請建築物の規模は、法別表第4（ろ）欄の当該各項に掲げる建築物（以下「対象建築物」という。）であるか否かは問わない。

- 2 日影による既存不適格建築物と別棟の申請建築物との日影が干渉する場合

日影による既存不適格建築物が生じさせる日影の等時間日影線のうち、日影条例で制限する等時間日影線（以下「既得等時間日影線」という。）を申請建築物が生じさせる日影により、増加させることがないもの（島日影による場合も含む）で、かつ申請建築物が生じさせる等時間日影線が日影条例に抵触しないものであること。（図例1-（2））この場合、申請建築物の規模は対象建築物であるか否かは問わない。

- 3 日影による既存不適格建築物を増築し、改築し、大規模な修繕又は大規模な模様替をする場合は、当該工事をするにより、日影による既存不適格建築物の既得等時間日影線を増加させることがないこと。（図例1-（3））

（平成13年11月9日同意）